

# 議第52号 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

鍋崎配水池の廃止及び地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正（令和5年法律第19号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 鍋崎配水池の廃止に伴う改正

呉地区工業用水の水需要の減少に対応するため、施設の最適化の取組として老朽化した鍋崎配水池を経由しない送水ルートに変更することにより、鍋崎配水池を廃止します。

このことに伴い、当該施設に係る規定の削除をするものです。

### (2) 地方自治法等の一部改正に伴う改正

地方自治法等の一部改正による引用条項の移動に伴い、関係規定の整理をします。

## 3 施行期日

令和6年4月1日